

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第9号

### 監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成24年11月26日

大磯町監査委員	仲川 元秋
同	三澤 龍夫

# 監査結果報告書

## 1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

## 2. 監査の目的

現在大磯運動公園の管理は、指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項により規定）により行われているが、その管理が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかを主眼に実施した。

## 3. 監査年月日

- ・予備監査 平成 24 年 10 月 30 日（火）
- ・本監査 平成 24 年 11 月 9 日（金）

## 4. 監査の対象

- ・株式会社ランナーズ・ウェルネス（大磯運動公園指定管理者）
- ・建設経済部都市計画課（大磯運動公園町所管課）

## 5. 監査の範囲、事務

- ・平成 23 年度株式会社ランナーズ・ウェルネスの大磯運動公園の管理に係る出納、その他の事務執行及び都市計画課の指定管理に係る事務執行について監査の範囲とした。
- ・監査重点事項は、平成 24 年度大磯町監査方針による。

## 6. 監査の方法

予備監査では、監査説明書を基に、事務局職員が株式会社ランナーズ・ウェルネス及び都市計画課へ管理業務の内容、財務に係る事務等について聴取、質疑を行った。

また、保管している出納関係帳票、指定管理に係る書類、その他関係書類の提出を求め、書類の検査、質疑等の書類調査を行った。

本監査では、予備監査の結果を踏まえ、監査委員から質疑等をし、指定管理が目的に沿って有効かつ適正に執行されているかを主眼に実施した。併せて、改善等すべき事項についての指導も行った。

## 7. 指定管理の概要

### （1）管理概況

株式会社ランナーズ・ウェルネスは指定管理者として、条例に規定されて

いる、大磯運動公園の施設及び附属設備その他器具等の維持管理に関する業務や有料公園施設の利用の承認並びに利用料金の収受、減免及び返還に関する業務を行っている。それらの業務を推進していくに当たり、外部に依頼していた業務の自社職員による実施や、不用となった用具の再利用などのコストの削減、運営改善に努めてきた。

また、上記業務の他、自主事業としてテニススクール、テニス大会、駅伝大会を開催し、利用料収入以外の収入確保や地域のスポーツ振興に努めている。

## (2) 平成 23 年度収支決算状況

○収入	
委託料収入	23,118,000 円
利用料収入	9,763,200 円
事業収入	1,764,775 円
雑収入	1,916,735 円
合 計	36,562,710 円
○支出	
人件費	19,183,771 円
維持管理費	14,672,205 円
事業費	414,622 円
雑費	3,083,402 円
合 計	37,354,000 円

## 8. 監査結果概要

大磯町運動公園指定管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、次のとおり改善又は留意を要する事項があったので、適正な事務処理に努められたい。

### [株式会社ランナーズ・ウェルネス]

運動公園に係る会計上の書類について、収入・支出の内訳が別々に整理されていたが、これらの帳簿だけでは、どの収入が何に支出されているのかがわかりにくかった。収入・支出を一本化した帳簿も併せて作成するなど、情報公開を意識した、第三者からも使途が確認できるような書類整理をされたい。

また、平成 23 年度は収入が支出を 791,290 円下回ったが、今後は収入が支出を上回り、町からの委託料が減額できるような、健全な経営に努められたい。

### [都市計画課]

仕様書で規定されている防災対応マニュアルの提出について、災害時マニユ

アルが第2四半期に、防犯マニュアルが第3四半期に提出されていたが、これは年度当初に提出されているべきものである。協定書等で規定されている事項を全体的に今一度確認し、対応していない事項について早急に対応されたい。

## 9. 意見

大磯運動公園は多額の費用を投じて建設された町最大の公共施設であり、今後も末長く多くの町民に利用される施設である。

今回の監査を通じて、運営改善に対しての各担当者の努力が感じられたが、今後、より一層指定管理者と町とが連携を深め、安全・安心な町民に親しまれる公園運営及び健全な財政運営に努められたい。

そのためには、より活発な自主事業の展開を期待したいところであるが、町及び外郭団体が主催する各種スポーツイベントの優先予約・減免利用によりそれが困難な状況となっているので、今後スポーツ所管課等を交え調整を図るべきと考える。